

沖縄総合事務局 開発建設部 総合評価審査委員会(営繕系)

議事概要

開催日及び場所	平成23年7月19日(火) 沖縄総合事務局 2階 共用会議室C	
委員	委員長 中野 則夫 (開発建設部長) 副委員長 板橋 薫 (営繕調査官) 委員 堤 純一郎 (琉球大学教授) 委員 森下 陽一 (琉球大学教授) 委員 野島 孝一郎 (管理課長) 委員 与那覇 忍 (技術管理課長)(欠席) 委員 田阪 昭彦 (営繕課長)(欠席) 委員 清水 修 (営繕監督保全室長)	
対象案件	総件数 4 件	(備考)
高度技術提案型	0 件	
WTO標準型	1 件	
標準型	0 件	
標準型	0 件	
簡易型	3 件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員による審査結果の内容	上記について、発注方式、評価基準、評価結果等の説明を行い、原案通り了承された。	

(別紙)

意見・質問	回答
<p><b>審査対象案件</b></p> <p>1. (WTO標準型)総合評価方式</p> <p>1 新石垣航空基地建築工事(第1回)</p> <p>2. (簡易型)総合評価方式</p> <p>1 宜野湾法務出張所(23)耐震改修工事</p> <p>2 石垣地方合同(23)電気設備改修工事</p> <p>3 沖縄税務署(23)電気設備改修工事</p> <p><b>個別審議</b> 新石垣航空基地建築工事</p> <p>施工実績において、梁構造がプレストレストコンクリート造で10m以上のスパンを有することを求めているが、当該工事のスパン長はどの程度か。</p> <p>当該工事40m超であれば、施工実績で求めている10m以上と随分違うように思えるが、10m以上に設定した根拠はなにか。</p> <p>WTO案件は経営事項評価点数1,200点以上だが本案件では1,050点以上としている。その理由はなにか。</p> <p>1,200点を下げても良いというのは文書が出ているのか。</p> <p><b>抽出審議</b> 沖縄税務署(23)電気設備改修工事</p> <p>県内企業下請活用について、本工事のように小規模であり、下請けを採用しないことが想定される場合においても適用するのか。</p> <p>県内企業下請活用比率表の申告を遵守できなかった場合はどうなるのか。</p>	<p>・ 当該工事のスパンは約47mである。</p> <p>・ 一般的に柱間が10m以上はプレストレスト造梁を採用しているため、10mに設定した。技術的には10mであっても40m超であっても構造・工法に大差はないと判断した。</p> <p>・ 通達では6.9億以上はWTO案件であるが、一方で工事規模7.2億未満はB等級となる。本案件では、B等級でも施工が可能と判断し経営事項評価点数を1,050点まで下げた。</p> <p>・ 通達文(H13年10月24日府開管理第802号)が発出されている。それによると、工事案件ごとに入札・契約手続運営委員会の審議に諮ったうえで競争参加資格に用いる経営事項評価点数を設定できるものとされている。</p> <p>・ 原則、全て適用している。小規模であっても県内に本店を有する企業が元請となる場合は、直営施工する比率も下請活用比率に追加できる。</p> <p>・ 県内企業下請活用比率表に記載された内容を遵守することについては契約書に記載するものとし、工事完成後に履行状況について検査を行う。受注者の責により予定比率が未達成の場合は、工事成績評定点から3点減じることになっている。</p>